

令和2年度第10回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和2年11月25日（水）10：00～

場所：教育委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員、金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、次長（生涯学習課長）

教育総務課教育指導官、生徒指導推進室長、教育総務課長補佐、

女子高等学校長、女子高等学校事務長、人権施策推進課長

1 開会宣言（清水教育長）

2 会議録署名者の指名（藤原委員、金津委員）

3 会議録の確認（令和2年度第8回）

…………意見・修正なし…………

4 議事【議案13件】

○清水教育長

本日、議案が13件提出をされている。

【請願第1号 松江市教育委員会委員によるいじめ重大事態被害生徒保護者に対する聴き取り等に関する請願書】

○清水教育長

この請願第1号であるが、前々回、10月12日の教育委員会会議において、事務局から請願内容の説明を行った。そして前回、11月10日の教育委員会会議において、請願書の事情陳述を受けたところである。

これを基に、本日は委員の皆様方から請願第1号について採択、あるいは不採択をお伺いしたいと思う。また、その理由についても述べていただき、請願第1号の審議の結論を得たいと思っている。

議案の1ページを見ていただくと、請願第1号は（1）及び（2）の2つの趣旨で構

成されている。それぞれの趣旨について、委員の皆さんの御意見を順次お伺いをし、その結果を基にして、それぞれについて結論を出すことにしたいと思うが、いかがか。

……………異議なし……………

それでは、御承認をいただいたため、そのように進めさせていただく。

まず、(1) について、順次御意見をお伺いしたいと思う。まず、伊藤委員からお願いさせていただけるか。

○伊藤委員

それでは、私の考えを述べさせていただく。請願の趣旨については、私も理解したと思っているが、その結果である。

(1) については、採択という結論を出した。理由は、松江市情報公開審査会の答申の中で述べられている。その中で、「このような教育委員の活動については、記録に作成しておくべきである」と記載されている。このことに基づき、何らか形で記録に残すことは必要であると考えた。したがって、この(1)については、採択という結論でよろしいのではないかとと思っている。

○清水委員長

続いて藤原委員、お願いできるか。

○藤原委員

私も採択とさせていただいた。その理由としては、松江市文書取扱規程、松江市情報公開審査会の答申の通り、記録を作成する必要があると思う。その際、お話になられたという保護者様のお気持ちを記録にとることについては、考慮する必要があるとも思った。

以上である。

○清水教育長

続いて多々納委員、よろしく願います。

○多々納委員

結論としては、私も採択ということである。今、お二人の委員がおっしゃったように、まず、松江市文書取扱規程の第 15 条によるということ、また、もう 1 つは松江市情報公開審査会答申において、平成 28 年度における教育委員による聴き取りの記録については、不存在と認められるため、非公開決定は妥当である。しかし、このような教育委員の活動については、記録を作成しておくべきである」とされている。したがって、教育委員の活動については、記録を作成して残す必要があるという理由から採択とする。よろしく願います。

○清水教育長

続いて金津委員、よろしく願います。

○金津委員

私も結論は採択とさせていただいた。理由については、皆さんと同じく、松江市の文書取扱規程並びに松江市情報公開審査会の答申に基づき、記録を作成する必要はあると思う。

○清水教育長

皆様方の意見をお伺いしたところである。

そうすると、最後であるが、私の意見も申し述べさせていただく。本面談は、被害生徒保護者の辛い気持ちを直接お伺いさせていただき、被害生徒保護者に寄り添った具体的支援をどのようにすべきかを把握するものであったと考えている。

この保護者が自由に意見を言えるように、教育委員と被害生徒保護者との間で互いに記録はとらないことを実は事前確認していたわけである。教育委員から被害生徒保護者へ一方的に聴き取りを行うものではなかったというように考えている。この面談を機に、被害生徒及び保護者の支援を進めることが現実にできたというように考えている。

また、一方では、令和 2 年 3 月 23 日付の松江市情報公開審査会により、「この面談は教育委員会の公的な活動であり、松江市教育委員会文書取扱規程第 1 条により、記録が作成されるべきである」と答申があったところである。

答申では、被害生徒保護者の自由な発言を促すには、「記録は作成をするが、プライ

プライバシーは守られる」とすれば、それで足りる。記録を作成しないこと自体を手段とすることは妥当ではない」というようにあったわけである。

この答申を受け、請願（1）については、「松江市教育委員会におけるいじめ重大事態の被害生徒保護者に対する聴き取り等に際しては、被害生徒保護者のプライバシーは守られると説明し記録を作成する」と理由を付して採択すべきものであると判断をする。

先ほど各委員の皆様方から御意見をいただいたが、請願の（1）については、委員全員同様に採択すべきという意見であったため、委員会として採択したいと思うが、異議はあるか。

……………異議なし……………

回答にあたっては、採択の理由を付記する必要があるため、どういう文言で回答するかについては、本日の審議を踏まえ、私に一任をさせていただくということによろしいか。

……………異議なし……………

それでは、そうさせていただく。異議なしということであるため、そのように進めさせていただきたいと思う。

それでは、続いて（2）に移りたいと思う。これも同じく、委員の皆様方の御意見をお伺いしたいと思う。よろしくお願い申し上げます。それでは、伊藤委員からお願いする。

○伊藤委員

結論から申し上げますと、この（2）については不採択という結論を出した。被害者サイドに対する配慮と教育委員としての公正さに欠けた対応をしたことに対して、反省と謝罪を求めるということであるが、教育委員として、決して被害者の保護者の方に対して配慮と公正さを欠けた対応をしたというようには思っていない。被害者の保護者の方の思いというものを重く、真摯に受け止めてお話を伺ったというように自分自身では考えている。

なお、松江市情報公開審査会の答申にあるように、記録は作成するが、プライバシーは守られるとして、被害生徒保護者の自由の発言を促していく方策を考えていきたいというように思っている。

保護者の方に対しては、「プライバシーは守られる。自由に発言なさっても、決して御迷惑や御心配をかけることはない」というようなことを思っている。思いを伺うという認識で臨んでいるため、発言内容は真摯に受け止めている。

補佐人の出席ということについては、これはあくまでも保護者御自身のお気持ちを伺うということが第一義だと考える。

また、相談に乗るということも、永久にそのことが守られるかどうか分からないということもあるため、これについては心配することが大変大きいと思っている。

したがって、今のような理由で不採択というように結論を出した。

以上である。

○清水教育長

それでは藤原委員、どうぞ。

○藤原委員

私も不採択とさせていただいた。今回の面談は、保護者様に御希望をいただいて今回の形でお話を伺うこととなったと伺っているため、今回の御指摘にはあたらないと考えたため、不採択とさせていただきたいと思う。

○清水教育長

多々納委員、よろしく願います。

○多々納委員

私も結論としては不採択ということである。その理由については、皆さんもおっしゃいますように、保護者から「教育委員にも話も聞いてほしい」という要望があり対応したところである。その際、私どもが最も重視したことは、保護者の心情を十分に慮るということである。お話を聞いた保護者の様子からは、その思いを十二分に話すことができたものと理解した。

また、保護者に補佐を付けず、保護者のみから話を聞いたことは、やはり個人のプライバシーに配慮するという、そういう必要があるということからである。

したがって、請願者の指摘はあたらないと考える。

以上である。

○清水教育長

それでは金津委員、よろしく願います。

○金津委員

私も結論は不採択とさせていただいた。私、当時その場には不在であったのだが、保護者の方からの要望に沿う形でお話をお聞きしたという場であったということと、また、当時のその様子をお聞きし、配慮や公正に欠けるという指摘は適切ではないと考えている。

○清水教育長

それでは、私からも意見を申し上げる。

本面談は、被害生徒保護者の意向に合わせ、保護者の了承を基に行ったわけである。被害生徒及び保護者の立場に配慮をして行ったというように認識して良いというように思う。

また、専門家会議の調査報告は、教育委員会会議では、報告案件として処理をしている。報告を受けるに留まっている。

以上のことを理由に付して、請願(2)については不採択とすべきものと反論したいと思う。

各委員の御意見をいただいた。この請願(2)については、同様に不採択とすべきという意見であるため、委員会として不採択としたいと思うが、異議はあるか。

……………異議なし……………

それでは、全員一致で不採択ということである。回答にあたっては、不採択の理由を付す必要があるため、これも教育長に一任をさせていただくということによろしいか。

……………異議なし……………

それでは、そのように進めさせていただきたいと思う。

それでは、請願第1号については、以上で終わりたいと思う。

それでは、他の案件、議第26号以下に入る。まず、議第26号から議第28号につい

ては関連があるため、一括して事務局から説明を受けた後、個別の採決を行いたいと考えている。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○女子高等学校事務長

私からは、議第 26 号から 28 号まで、一括で御説明をさせていただく。議案は 3 ページから 32 ページになる。

来年 4 月から松江市立女子高等学校の名称を「松江市立皆美が丘女子高等学校」に変更することなどに伴い、関係する条例 2 本を改正する条例を制定するもの及び関係する規則 6 本を一部改正するもの、また、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令及び地方税法が一部改正されたこと並びに学校の名称を変更することに伴い、関係する規則 1 本を改正するものである。

【議第 26 号 松江市立女子高等学校の名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定依頼について】

○女子高等学校事務長

議案は 3 ページから 6 ページである。

制定要旨であるが、松江市立女子高等学校の名称を「松江市立皆美が丘女子高等学校」に変更することに伴い、所要の改正を行う条例を制定するものである。

制定内容についてであるが、改正する条例は、松江市立女子高等学校設置条例と松江市立女子高等学校授業料、入学料及び受験料条例である。

改正内容については、題名及び規定中「女子高等学校」を「皆美が丘女子高等学校」に改めるものである。

施行期日は令和 3 年 4 月 1 日である。

この皆美が丘は、本校の校歌や学園祭、同窓会組織にも使われており、在校生、卒業生、地元の方など、関係者にとっては大変馴染みが深い名称となっている。原案を検討する過程では、PTA や同窓会など、関係の方と協議しながら決定をしたところである。

【議第 27 号 松江市立女子高等学校入学者選抜学力検査実施規則等の一部改正について】

○女子高等学校事務長

議案は 7 ページから 24 ページである。

改正する規則であるが、松江市立女子高等学校入学者選抜学力検査実施規則、松江市立女子高等学校規程、松江市立女子高等学校の通学区域に関する規則、松江市学校施設の開放に関する規則、松江市立女子高等学校教育職員の評価に関する規則、松江市立女子高等学校管理職の評価に関する規則の 6 本である。

改正内容については、標題及び規定中「女子高等学校」を「皆美が丘女子高等学校」に改めるものである。

また、松江市立女子高等学校規程については、このほか「国際文化観光科」を「国際コミュニケーション科」に改めるもの、その他文言整理を行うものである。

なお、「国際コミュニケーション科」については、令和 3 年度の入学生から適用するものであり、令和 2 年度までの入学生等については、経過措置を設け、卒業するまで「国際文化観光科」を適用する。

文言整理については、概ね県立高等学校の規程に合わせている。主な改正としては、10 ページ、第 6 条に休業日等の規定があるが、学校保健安全法第 20 条の規定により、学校の設置者が感染症の予防上必要があると認め、臨時休業が行われた場合、校長は教育上必要があると認めた場合は、あらかじめ教育委員会の承認を得て、土日・祝日に授業を行うことができる規定を新たに設けている。

その次、第 7 条では、教育委員会が感染症予防上必要があると認めて、学校の全部又は一部の休業を決定したときは、その指示により、授業を行う日にあっても臨時に授業を行わないものとする規定を新たに設けている。

それから、12 ページの第 22 条の入学者資格の第 3 項であるが、現行の規定では、第 2 学年以上でなければ編入学ができなかったのだが、当該学年に在籍する者と同等以上の学力があると認める者は、第 1 学年の途中でも入学を許可することができるよう改正するものである。

それから、13 ページの第 31 条の 2 に転籍の規定を新たに設け、例えば進路上の理由など、特別の事情があると認める場合に限り転籍を許可することができることとした。

それから、その下の第 35 条、卒業等であるが、現在の卒業の時期は 3 月と規定して

いるが、第4項に、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないとするときは、学期の区分に従い、卒業及び修了をさせることができる規定を加えている。

施行期日は令和3年4月1日である。

【議第28号 松江市立女子高等学校授業料等徴収減免取扱規則の一部改正について】

○女子高等学校事務長

議案は25ページから32ページである。

改正要旨であるが、(1)から(3)までである。(1)高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。(2)として、地方税法が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うもの。(3)として、松江市立女子高等学校の名称を「松江市立皆美が丘女子高等学校」に変更することに伴い、所要の改正を行うものである。

改正内容について、これも(1)、(2)、(3)連動しているが、(1)高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令の一部改正に伴い、第4条の減免対象者の規定の表記を改めるものである。この改正によって、減免の対象となる者を変更するものではなく、表記を改めるものである。なお、現在、この規定に該当する生徒はいない。

それから(2)、地方税法が一部改正されたことにより、文言を改めるものである。様式第2号には、延滞金の計算についての説明書きを載せているが、この内容は、松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の規定によるものである。

この度地方税法が一部改正されたことに伴い、この松江市税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例の規定において、延滞金の算定に用いる「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改めるなど、一部改正されることになった。この改正に伴い、この度女子高のこの規定についても文言を改めるものである。

それから(3)であるが、標題及び規定中「女子高等学校」を「皆美が丘女子高等学校」に改めるものである。

施行期日であるが、(1)は公布の日から施行し、令和2年7月1日から適用する。それから、(2)については令和3年1月1日。それから、(3)については令和3年4月1日の施行である。

説明は以上である。

○清水教育長

議第 26 号、議第 27 号、議第 28 号の 3 点について、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、まず、議第 26 号であるが、関係条例の整理に関する条例の制定依頼である。よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 26 号は承認された。

続いて、議第 27 号であるが、学力検査の実施規則等の一部改正についてである。よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 27 号は承認された。

最後に議第 28 号であるが、減免の取扱規則の一部改正である。よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第 28 号は承認された。

続いて、議第 29 号に進みたいと思うが、第 29 号から第 34 号については関連があるため、一括して事務局より説明をしていただきたい。そして、個別に採決を行いたいと思う。

それでは、事務局からお願いします。

○次長（生涯学習課長）

議第 29 号から議第 34 号までは、東出雲公民館新設について関連する条例の一部改正並びに関連する 3 本の条例の廃止、1 本の条例の改正、それに伴う規則の廃止・改正、また、市長の権限に属する事務の補助執行に係る事務の変更についてである。

【議第 29 号 松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定依頼について】

○次長（生涯学習課長）

まず、33 ページを御覧いただきたい。議第 29 号である。松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定を松江市長に依頼するものである。

改正要旨は、東出雲町内の直営公民館4館を統合し、来年4月より、新たに公設自主運営方式の東出雲公民館を開設する。この新設に伴い、所要の改正を行うものである。

なお、今回の公民会統合により、直営の公民館がなくなり、本市の公民館は全て指定管理による公民館に制度統一されるものである。

2番の改正内容である。まず、(1)であるが、東出雲公民館の新設に伴い、市が指定管理者に管理させる公民館の名称及び位置について、新たに東出雲公民館を加える。

また、(2)であるが、直営の公民館の条例を廃止することに伴い、公民館の設置及び管理に関する条例について、直営公民館の条例と指定管理者の管理する公民館の条例とを区別する必要がなくなるため、条例の題名を改めるとともに文言整理を行う。

3番の関連する条例であるが、直営館に係る3つの条例を廃止する。(1)は、直営館を定める条例である。(2)は、防衛省の補助金を活用し、学習等供用施設として意東公民館を位置付けていた条例である。(3)は、東出雲ふれあい会館として、揖屋公民館を位置付けていた条例である。なお、(3)の東出雲ふれあい会館は、市長部局での設置施設であるため、市長部局からの提案となる。

また、4の関連する条例の改正であるが、松江市指定管理者の管理する学習等供用施設の設置及び管理に関する条例について、これは現在、本庄公民館に係る条例であるが、先ほどの3(2)学習等供用施設の条例廃止に伴い、学習等供用施設の条例について指定管理者の管理するものと、そうではない直営館のものに区別する必要がなくなるため、条例の題名から「指定管理者の管理する」を削除する改正を行うとともに、文言整理を行いたいと考えている。

施行期日は令和3年4月1日である。

35ページからは、条例の新旧対照表となっている。38ページをお開きいただきたい。別表に東出雲公民館を加えるとともに、今御説明した条例の廃止・改正を付則にて行うものである。

【議第30号 市長の権限に属する事務の補助執行に係る事務の変更について】

○次長（生涯学習課長）

続いて、41ページの議第30号をお願いする。市長の権限に属する事務の補助執行に係る事務の変更についてである。先ほど議第29号で、今回関連して条例を廃止する

とした東出雲ふれあい会館については、教育委員会事務局による補助執行として事務を行ってきたものである。

今回、42 ページの通り、松江市長より施設の廃止が議決されたうへは、当該補助執行を廃止とする変更についての協議があったため、43 ページの通り、変更を同意する旨回答したいと考えている。

【議第 31 号 松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について】

○次長（生涯学習課長）

45 ページの議第 31 号、松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、先ほど議第 29 号にて御説明した条例の改正に伴い、規則についても同様に、新たに東出雲公民館を加えるとともに、規則の題名の改正並びに文言整理を行うものである。

【議第 32 号 松江市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について】

【議第 33 号 松江市学習等供用施設管理運営規則の廃止について】

○次長（生涯学習課長）

49 ページの議第 32 号、松江市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止について、また、51 ページの議第 33 号、松江市学習等供用施設管理運営規則の廃止については、先ほどの議第 29 号にて廃止するとして条例について、それぞれ規則を廃止するものである。

【議第 34 号 松江市教育委員会事務局組織規則の一部改正について】

○次長（生涯学習課長）

53 ページをお開きいただきたい。議第 34 号、松江市教育委員会事務局組織規則の一部改正については、直営公民館の廃止、また、東出雲ふれあい会館の廃止に伴い、生涯学習課から東出雲ふれあい会館に関すること、また、東出雲支所にある分室の事務分掌から公民館に関することを削除する改正をするものである。

説明した件については、いずれも令和 3 年 4 月 1 日施行としている。

説明は以上である。

○清水教育長

今、説明のあった6つの議案について、何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、まず、議第29号について、御承認をいただけるか。

……………異議なし……………

それでは、議第29号は承認された。

続いて、議第30号、補助執行に係る事務の変更であるが、御承認をいただけるか。

……………異議なし……………

それでは、議第30号は承認された。

続いて、議第31号であるが、公民館設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正については、いかがか。

……………異議なし……………

それでは、議第31号は承認された。

続いて、議第32号、これも公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の廃止であるが、よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第32号は承認された。

続いて、議第33号、学習供用施設管理運営規則の廃止について、よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第33号は承認された。

続いて、議第34号、事務局組織規則の一部改正については、よろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第34号は承認された。

【議第35号 指定管理者の指定に関する議案の調製依頼について】

○人権施策推進課長

議案の57ページをお願いする。公の施設の指定管理者を下記の通り指定する議案について、松江市長に調整依頼するものである。私から1番について説明する。

公の施設の名称は、松江市西菅田集会所である。本施設は、地域における社会教育

活動の充実・発展を図ることを目的に、昭和 47 年に開設した社会教育施設で、木造二階建ての建物である。

指定管理者については、引き続き、利用者の利便性を考慮し、非公募により、地元の松江市菅田町 130 番地 1、西菅田町内会とするものである。

指定期間については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間とするものである。

以上である。

○次長（生涯学習課長）

2 番と 3 番について説明させていただく。

まず、2 番。施設名称は松江市東出雲公民館である。東出雲公民館については、市内の他の公民館と同様に、地元の公民館運営協議会による指定管理者を非公募にて予定している。

先般 10 月、準備委員会から移行する形で松江市東出雲公民館運営協議会が設立されたところである。

なお、指定の期間については、他の市内の公民館と終期を合わせるため、令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間と考えている。

3 番、大庭町にある出雲かんべの里についてである。かんべの里については、去る 10 月 13 日に開催された指定管理者選定審議会において、指定管理者候補として選定された松江市八雲町岩坂 3 番地 8、特定非営利活動法人八雲総合サービス協会、現在の出雲かんべの里の指定管理者である。こちらにお願いをしたいと考えている。

指定の期間については、令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間である。

説明は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

1 番の菅田の集会所は、指定の期間が 1 年と非常に短いのだが、これは何か理由が

あるのか。

○人権施策推進課長

先ほど説明したように、大変老朽化が進んでおり、大きな修繕が発生した場合には、またその辺りを地元と協議していきたいというように考えているため、1年としていくところである。

以上である。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第35号については承認してよろしいか。

……………異議なし……………

それでは、議第35号は承認された。

【議第36号 令和2年度松江市一般会計補正予算（第8号）（教育予算）の調製依頼について】

○次長（教育総務課長）

議案は59ページから65ページである。この度市長に調整依頼をする補正予算について、主なものについて説明を申し上げる。

まず、61ページを御覧いただきたい。歳出から説明をさせていただく。

1番、放課後児童健全育成事業費であるが、先ほど議案であった東出雲地区の公民館の統合に伴い、現在の公民館である出雲郷公民館と意東公民館、これを児童クラブの施設として使用するための整備工事費である。

続いて2番である。児童クラブ従事者応援協力金支給事業費（新型コロナウイルス対策事業）であるが、これは社会活動継続のために、子供の預かりに従事した保育所・放課後児童クラブ等の職員に対し、県と市町村が協力をして応援協力金を支給するものである。

なお、63ページにあるが、26番についても同様のものである。

それでは、続いて5番である。専修学校助成（新型コロナウイルス対策事業費）で

あるが、これは松江市専門学校協議会に加盟する市内の私立の専修学校 5 校、こちらが行われる新型コロナウイルス感染症対策に対して助成を行うものである。

62 ページをお願いする。18 番である。修学旅行キャンセル料支援事業費（新型コロナウイルス対策事業）であるが、これは市立の小・中・義務教育学校の修学旅行の中止や行先変更などを行った場合に発生するキャンセル料等を支援するものである。

続いて 21 番、教材図書等購入費である。これはふるさと指定寄附金を活用し、宍道小学校に教材備品を整備するものである。

63 ページをお願いする。31 番である。学校給食施設整備費であるが、西学校給食センターの空調設備、それから東出雲学校給食センターのボイラー設備の故障により取替工事を行うものである。

歳出は以上である。

続いて 64 ページ、歳入について説明を申し上げる。

1 番から 8 番の国庫補助金、県補助金、県委託金であるが、これは各々事業に充当するもの、事業費の増減を行うものである。

それから、9 番と 10 番は、先ほど申し上げた指定寄附金であり、各々ふるさと指定寄附を受入れるものである。

次に 65 ページ、債務負担行為である。

1 番から 4 番であるが、これはいずれも指定管理者の指定に伴い、指定管理料を設定するものである。

それから、5 番である。西学校給食センターの揚物機を更新するにあたり、これは大型備品の施工となるため、時間が大変かかる。そのため、来年度の夏休みに施工することになるのだが、揚物機は受注生産となるため、夏休みの施工に間に合わせるため、本年度中から準備をする必要があり、債務負担行為を設定するものである。

説明は以上である。よろしくお願いを申し上げる。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第 36 号については承認をされた。

【議第37号 令和3年度松江市立学校教育職員・県費負担事務職員人事異動方針について】

○教育総務課教育指導官

68 ページを御覧いただきたい。

1 の基本方針として、教職員の人事異動は、学校（園）の教育活動を一層清新活発にし、本市教育の充実進展に資するため、関係機関との緊密な連携の下に、以下各号により厳正を行うこととしている。

小中学校の運用方針については、資料中段に挙げる8点としている。これについては、昨年度と変更している点はない。

幼稚園・高等学校の教職員の運用方針については、資料下段の4点である。特に第3項、教頭任命にあたっては、令和2年度末に3名の退職者があることから、勤務実績を勘案して適格者を選考し、適材を適所に配置したいと考えている。

なお、69 ページには、近年の幼保人事交流の状況を載せているため、参考に見ていただければと思う。

それでは、御審議のほど、よろしく願います。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、議第37号については承認をされた。

それでは、議事は以上とする。

5 その他報告【3件】

○清水教育長

本日、その他報告が3件提出されている。一括して事務局から説明をお願いします。

【その他報告（1） 松江市児童クラブ条例の一部改正について】

○次長（生涯学習課長）

71 ページを御覧いただきたい。松江市児童クラブ条例の一部改正についてである。

東出雲の直営館廃止後の公民館施設の活用について、出雲郷と意東については、地元からの要望に応え、それぞれ児童クラブとしたいと考えている。

73 ページの条例を御覧いただければと思う。中ほどに表があるが、出雲郷児童クラブについては、現在、小学校敷地内にある出雲郷児童クラブと、出雲郷公民館の敷地内にある第2児童クラブの2クラブあるが、その両方を公民館施設に移転し、運営の効率化と入会定員の増加を図りたいと考えている。

併せて、この学校施設内の施設については、教室不足の小学校所管施設として特別教室等で活用いただく予定としている。

それから、意東児童クラブについては、現在、小学校内に1室確保しているが、長年待機児童が発生している地区である。公民館施設に移転し、定員を増加させ、継続して発生していた待機児童の解消を図るものである。

施行期日は令和3年4月1日である。

【その他報告(2) 松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について】

○次長（生涯学習課長）

75 ページ、松江市総合文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について報告する。

改正内容であるが、施設利用者の駐車料金の見直しを行うものである。左側が現行、右側の枠が改正後となる。改正内容としては2点。

まず、1点目は、現在30分以内の無料時間を2時間以内に延長したいと考えている。このことについては、これまで図書館利用者、特に子供連れや高齢者の方について、駐車場と施設の往復に時間がかかるため、本がゆっくり選べないなどの声をいただいていた。市民サービスの向上を目的として、料金体系について検討を行ってきたところである。

また、本年1月から3月に開催した図書館のあり方検討委員会においても、市民が利用しやすい図書館として、駐車場の無料時間を2時間程度に延長することが望ましいとの御意見を頂戴したところである。これにより、無料時間を延長したいと考えている。

もう1点の改正点は、30分を超える場合は、これまで何時間駐車しても200円の均一料金であったが、これを1時間ごとの従量制を導入し、施設利用実態を伴わないような長時間駐車への対策を行いたいと思っている。

施行期日については、令和3年4月1日である。

【その他報告(3) 指定管理者の指定について(松江市総合文化センター(プラバホール))】

○次長（生涯学習課長）

77 ページ、指定管理者の指定についてである。

補助執行をしている総合文化センターに関連し、総合文化センターの指定管理者について、非公簿にて現在の指定管理者であり、開館以来、音楽鑑賞事業や振興事業の企画、音楽を通じた人材育成等に御尽力いただいている NPO 法人松江音楽協会に引き続きお願いをするものである。

指定の期間については、大規模改修を控えていることから、1年間としている。

報告は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……………質問・意見なし……………

それでは、その他報告は以上とする。

6 次回教育委員会会議等の予定

【令和2年度第11回教育委員会会議】

日時：1月26日（火）14：00～

場所：教育委員会室

7 その他

○清水教育長

事務局から何かあるか。

……………特になし……………

8 閉会宣言（清水教育長）